

件名

顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件及び金融商品取引業等に関する内

閣府令第三百三十条第四項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第三百三十条第四項、第四百一条  
第一項第五号及び第八号ロ並びに第四百二十二条の五第一項第五号及び第八号ロの規定に基づき、顧客分別金  
信託について信託することができる有価証券等を指定する件（平成十九年金融庁告示第五十八号）及び金融  
商品取引業等に関する内閣府令第三百三十条第四項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件（平  
成二十五年金融庁告示第三十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

（顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件の一部改正）

第一条 顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件の一部を次のように改正す  
る。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍  
線を付した部分のように改める。

改正後	<p>「一〇七 略」</p> <p>八 投資信託の受益証券及び投資証券（金融商品取引所に上場      されているもの又は一般社団法人資産運用業協会（令和八年      四月一日に一般社団法人資産運用業協会という名称で設立さ      れた法人をいう。）が前日の時価を公表するものに限る。）      「イ・ロ 略」</p>
改正前	<p>「一〇七 同上」</p> <p>八 投資信託の受益証券及び投資証券（金融商品取引所に上場      されているもの又は社団法人投資信託協会（昭和三十二年七      月十日に社団法人証券投資信託協会という名称で設立された      法人をいう。）が前日の時価を公表するものに限る。）      「イ・ロ 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融商品取引業等に関する内閣府令第三百三十条第四項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件の一部改正)

第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第三百三十条第四項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">（金融庁長官の指定する金融商品取引業協会の規則）</p> <p>第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令第三百三十条第四項に規定する金融庁長官が指定する金融商品取引業協会の規則は、「<u>ファンド</u>監査に関する規則」（<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>）とする。</p> <p>（協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するもの）</p> <p>第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第三百三十条第四項に規定する協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するものは、「<u>ファンド</u>監査に関する規則」（<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>）とする。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">（金融庁長官の指定する金融商品取引業協会の規則）</p> <p>第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令第三百三十条第四項に規定する金融庁長官が指定する金融商品取引業協会の規則は、「<u>ファンド</u>監査に関する規則」（<u>一般社団法人日本投資顧問業協会規則</u>）とする。</p> <p>（協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するもの）</p> <p>第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第三百三十条第四項に規定する協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するものは、「<u>ファンド</u>監査に関する規則」（<u>一般社団法人日本投資顧問業協会規則</u>）とする。</p>